

ひと咲きまち咲きあまがさき推進本部設置要綱 (案)

(目的)

第1条 大都市圏にありながら、長年人口減少傾向が続く本市においては、平成25年に策定した総合計画において、人口減少を見据え、「人口の年齢構成バランス」、「活動人口の増」、「交流人口の増」を重視することとし、特に中学生以下の子どもがいる世帯の定住・転入促進に向けて調査研究を進めるとともに、国の地方創生の動きに併せ、平成27年に総合計画のアクションプランとして策定した総合戦略においても、最重要視する目標として「ファミリー世帯の定住・転入促進」を示したところである。

ファミリー世帯などの転出要因には、本市の課題が凝縮されており、それらの課題を解決し、総合計画及び総合戦略に掲げる「ひと咲きまち咲きあまがさき」を実現し、持続可能な都市を目指していくためには、特定の事業の実施ではなく、全庁横断的な検討をしていく必要があることから、「ひと咲きまち咲きあまがさき推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市の総合計画及び総合戦略の策定及び推進に関すること
- (2) 本市の定住・転入促進に係る施策や課題について検討すること
- (3) その他、ひと咲きまち咲きあまがさきの実現を目指すために必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は市長、副座長は両副市長をもって充てる。
- 3 委員は、前項に規定するもののほか、教育長、顧問、局長(尼崎市事務分掌条例(昭和42年尼崎市条例第16号)第1条に規定する局長、医師監、消防局長、水道事業管理者、公営事業局長、議会事務局長並びに市長が特に指定する8級及びこれに類する職員をいう。以下同じ)をもって組織する。

(職務)

第4条 座長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が定める順序に従いその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部は、必要に応じて座長が召集し、会議の議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、推進本部に委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 推進本部は、これを公開する。ただし、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）第7条各号に掲げる情報が審議の対象となる案件の会議については、これを公開しないことができる。

2 推進本部の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴について必要な事項は、別に定める。

(部会)

第7条 推進本部は、所掌事務に関する具体的事項を協議し、調整するため、関係職員による部会（以下「部会」という。）を設置できるものとする。

2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長及び部会員は、座長が指名した者をもって構成する。

4 第4条第1項、第5条及び第9条の座長の権限に関する規定は部会長に準用する。

5 第7条第1項の推進本部に関する規定は部会に準用する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、企画財政局ひと咲きまち咲き推進部政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。